

預金規定改定のお知らせ

当金庫では、「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更に伴い、下記の預金規定の改定を行います。

1. 対象となる預金規定

普通預金（普通預金無利息型を含む）規定、定期性総合口座取引規定

2. 改定日

2022年7月1日（金）

3. 改定内容

「普通預金（普通預金無利息型を含む）規定」条項（現在）

9.（未利用口座管理手数料）

- (1) 2020年(令和2年)7月1日以降に開設した普通預金口座（普通預金無利息型を含む。）は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻し（当該未利用口座管理手数料の引落しは除く。）がない場合は、未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった場合は、当金庫が定める未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により引き落とします。
- (4) ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。
- (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。

「普通預金（普通預金無利息型を含む）規定」条項（変更後）

9.（未利用口座管理手数料）

- (1) 普通預金口座（普通預金無利息型を含む。）で、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻し（当該未利用口座管理手数料の引落しは除く。）がない場合は、未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった場合は、当金庫が定める未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により引き落とします。
- (4) ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。
- (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。

「定期性総合口座取引規定」条項 (現在)

1 4. (未利用口座管理手数料)

- (1) **2020年(令和2年)7月1日以降に開設した**普通預金口座(普通預金無利息型を含む)は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻し(当該未利用口座管理手数料の引落しは除く。)がない場合は、未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった場合は、当金庫が定める未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により引き落とします。
- (4) ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。
- (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。

「定期性総合口座取引規定」条項 (変更後)

1 4. (未利用口座管理手数料)

- (1) 普通預金口座(普通預金無利息型を含む) **で**、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻し(当該未利用口座管理手数料の引落しは除く。)がない場合は、未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった場合は、当金庫が定める未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により引き落とします。
- (4) ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。
- (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。